

第4回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会

日 時 令和5年11月14日(火) 16:00～

会 場 大阪府庁別館6階 委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

- (1) 日本語指導が必要な生徒への対応
- (2) 審議のまとめ

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 第4回資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方
検討部会 運営要綱

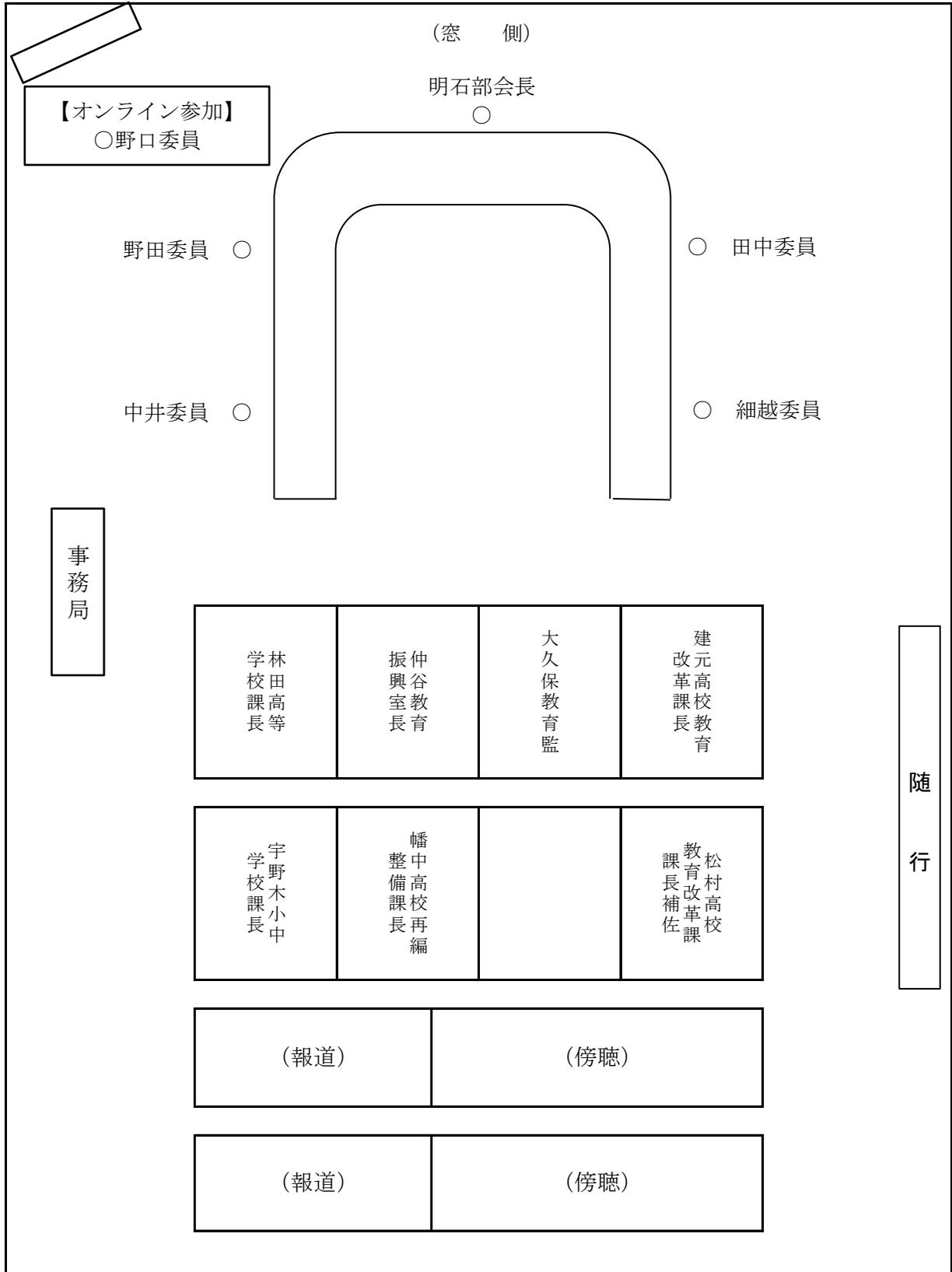
第4回 大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第4回部会
明石 一朗	関西外国語大学 短期大学部 教授	教育学	出席
田中 勝則	A'ワーク創造館 事業部 部長	キャリアデザイン 人材育成	出席
中井 好男	大阪大学大学院 准教授	日本語教育 多言語共生	出席
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	特別支援教育	出席 (オンライン)
野田 正人	立命館大学大学院 特任教授	社会福祉学 教育心理学 臨床心理	出席
細越 浩嗣	高石市立高石中学校 校長	教育行政 義務教育	出席

第4回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 配席図

令和5年11月14日（火）
委員会議室（府庁別館6階）



大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
第4回資料

目 次

I . 日本語指導が必要な生徒への対応.....	1 ページ
II . 審議のまとめ	21 ページ

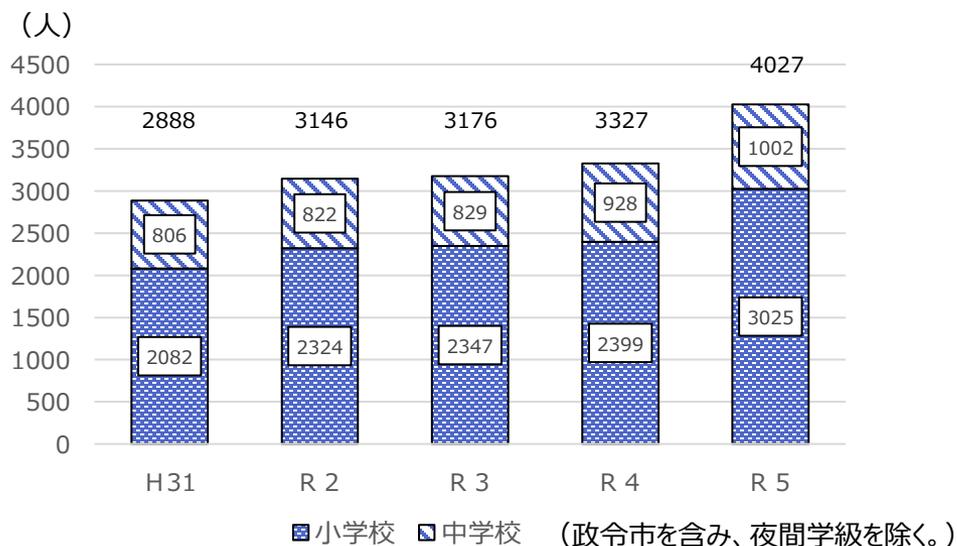
I .日本語指導が必要な生徒への対応

1. 日本語指導が必要な児童・生徒数の推移

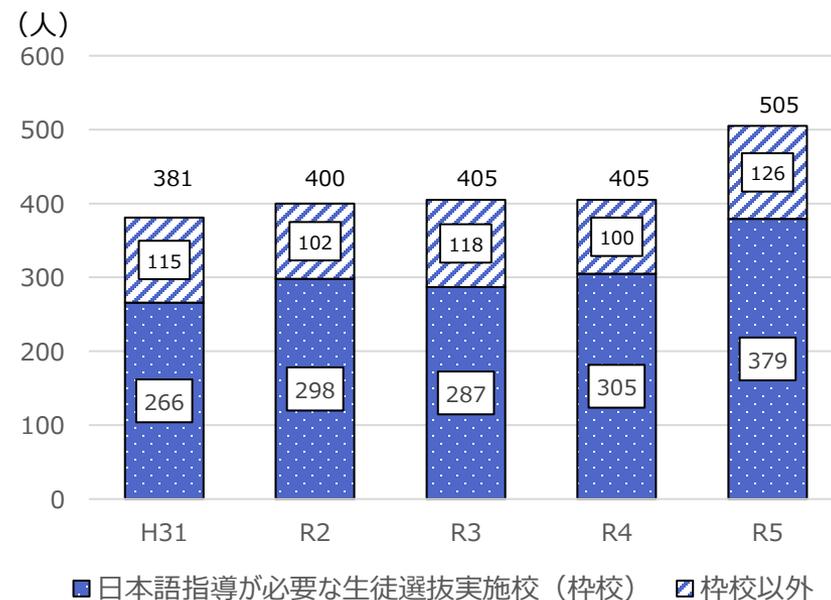
■ 新型コロナウイルス感染症対策の渡航制限が緩和され、渡日する生徒数が大幅に増加。

■ 今後も大阪・関西万博の開催等に伴い、来阪する外国人の一層の増加が見込まれる。

◇ 府内公立小・中学校における日本語指導が必要な児童・生徒数



◇ 府立高校における日本語指導が必要な生徒数



1. 日本語指導が必要な児童・生徒数の推移

- 府内公立小・中学校及び府立高等学校に在籍する児童生徒の母語は、30言語以上にわたる。
(大阪市と堺市の在籍児童生徒を加えると、さらに多様化することが予想される。)
- 特に多い言語は、日本語を除き、中国語、ベトナム語、ネパール語、フィリピン・タガログ語、英語。

◇府内公立小・中・高等学校における日本語指導が必要な生徒数（小・中学校は、政令市を除く。）

	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	・フィリピン語	ベトナム語	ポルトガル語	アラビア語	インドネシア語	ウクライナ語	ウルドゥー語	シンハラ語	タイ語	トゥイ語	ネパール語	バシユトゥー語	ビサイヤ語	ヒンディー語	フランス語	ペルシヤ語	ベンガル語	マレー語	モンゴル語	ロシア語	その他	日本語	計
小学校	121	31	51	606	75	348	23	12	57	3	20	9	14	3	48	11	5	8	8	3	8	15	8	7	29	283	1806
中学校	15	13	26	253	38	75	6	8	9	4	12	4	5	1	34	9	5	2	1	1	0	1	3	2	2	83	612
高等学校	4	9	11	213	61	22	4	5	2	5	16	2	8	0	112	1	0	7	1	5	4	0	3	2	4	4	505
合計	140	53	88	1072	174	445	33	25	68	12	48	15	27	4	194	21	10	17	10	9	12	16	14	11	35	370	2923

令和5年度日本語指導が必要な児童生徒在籍状況調査より

2. 高等学校における日本語指導が必要な生徒等の受入れに係る課題

- 入学者選抜の受験にあたり、問題の内容を理解するための配慮が必要である。
- 高校に関する制度等（履修、授業料、奨学金等）の理解や入学時の提出書類等の作成に困難さがある。
- 母語・母文化に触れる機会が減少することにより、生徒の思考力の育成やアイデンティティの確立に課題が生じる。
- 日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対して、学校からの情報が正しく伝わりにくい。
- 高校卒業後の進学先の選択や、大学入試等に向けた具体的な準備など、進路に関する情報を得ることが難しい。

以上のような課題があることから、府では日本語指導が必要な生徒や学校への支援を行っている。

3. 府立高校における取組み

1 入学者選抜における配慮事項

- 学力検査時間の延長、辞書の持込み、学力検査問題へのルビ打ち、キーワードの外国語併記等を認めている。

2 高校生活オリエンテーション【実施時期：3月下旬】

- 入学予定の帰国・渡日生徒及びその保護者を対象に高校生活オリエンテーションを実施。授業料のことや奨学金制度、日本の高校生活について通訳を交えて説明を行う。

3 教育サポーターの派遣（一般派遣）

- 母語を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等を踏まえた指導補助及び学校生活をサポートする。

4 多言語学習支援員

- 自身が渡日生徒等で、大学（院）等の在学者を支援員として派遣し、日本語指導が必要な生徒が抱える特徴的な悩み等に対するの、アドバイスや日本語指導や学習支援及び進路指導等に関する支援を行う。

5 ICTを生かした遠隔による日本語講習会【実施時期：前期：4～7月、後期：9～12月】

- 日本語能力試験においてレベル認定をめざす生徒に対して、日本語指導の資格を持つ府立高校の教員が、1人1台端末を利用して、遠隔により日本語指導を行う。受講生徒は学校又は自宅で受講する。

6 教育サポーターの派遣（懇談等通訳派遣）

- 保護者懇談等において通訳者を派遣。

7 帰国・渡日生徒のための進路支援説明会【実施時期：7月上旬】

- 帰国・渡日生徒が主体的に進路を選択できるよう、進学に関する情報を多言語で説明する。
- 奨学金に関する情報や、大学に通う先輩の経験談などを通訳者を交えて提供する。

4. 日本語指導が必要な生徒選抜実施校(粹校)の取組み

■ 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜の実施

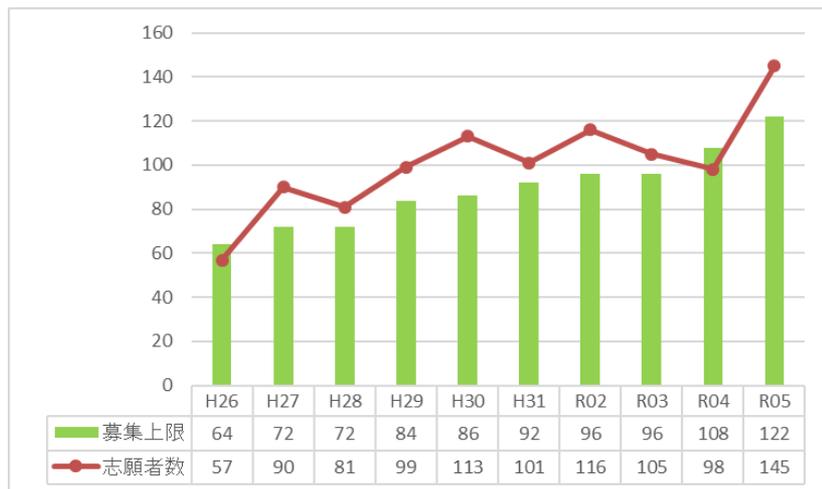
指定校：8校

東淀川（普通科）、福井、門真なみはや、八尾北、成美（以上、総合学科）、長吉、布施北（以上、総合学科ES）、大阪わかば（多部制単位制 I 部普通科）

- 入学者選抜における配慮
 - ・試験教科を英語、数学、作文とし、作文では日本語以外の使用が可能。
 - ・学力検査問題へのルビ打ち、辞書の持込み、キーワードの外国語併記等を認めている。
- 指定校における主な取組み内容
 - ・日本語指導
 - 様々な教科で抽出による少人数授業を実施。生徒の日本語習得状況に応じた学習指導を実施。
 - ・母語授業
 - アイデンティティの確立や自尊感情の育成を目的とし、選択科目として実施。
 - ・日本語能力試験等への支援
 - 放課後や長期休業期間中に講習を実施。
 - ・多文化研究部の設置
 - 日本語指導が必要な生徒を中心にそれぞれの学校で愛称をつけながら、生徒の居場所づくりと国際交流行事等を実施。

5. 日本語指導が必要な生徒の受入れ状況等

◇日本語指導が必要な生徒選抜実施校（枠校）の志願者数の推移

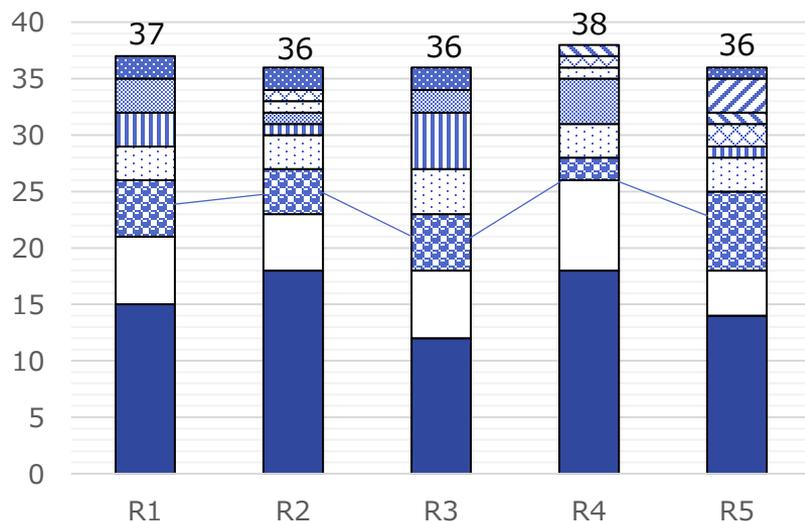


- R4年度からR5年度にかけて募集上限を14人引き上げ（108→122）たが、志願者数が47人増加し、27人が不合格。結果として、少数散在化が進んでいる。
- 志願者全員を受け入れられるだけの募集人員が確保できていない。

◇日本語指導が必要な生徒の在籍学校数（枠校を除く）

■ 1人 □ 2人 ■ 3人 □ 4人 ■ 5人 ■ 6人 □ 7人 ■ 8人 ■ 9人 ■ 10人 ■ 11~20

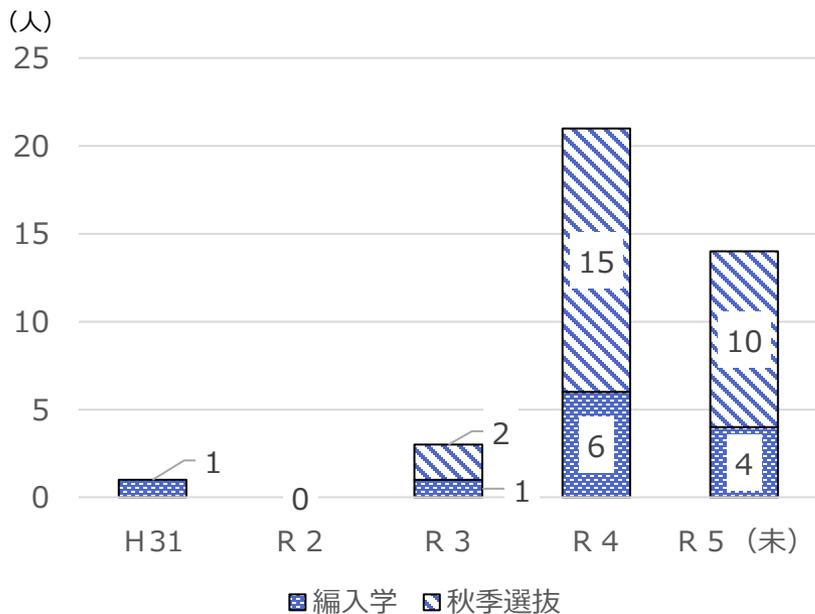
(学校数)



- 日本語指導が必要な生徒が在籍する学校数は増加傾向。（H27年度29校→R5年度36校）
- 枠校を除くとほとんどが10人以下の少数在籍校であり、さらに3人以下の学校が半数以上を占めている。（3人以下：H27年度20校→R5年度25校）

5. 日本語指導が必要な生徒の受入れ状況等

◇年度途中の編入学及び秋季選抜を受験した生徒のうち日本語指導が必要な者の数



- 外国の現地校で9年の課程を6月に終了して渡日した生徒(ダイレクト生徒)等が、毎秋一定数入学。
※R4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の渡航制限が緩和されたため一気に増加。
- 秋入学者は、半年遅れで日本語指導等を受けることになる。

6. 日本語指導が必要な生徒の高校入学後の状況等

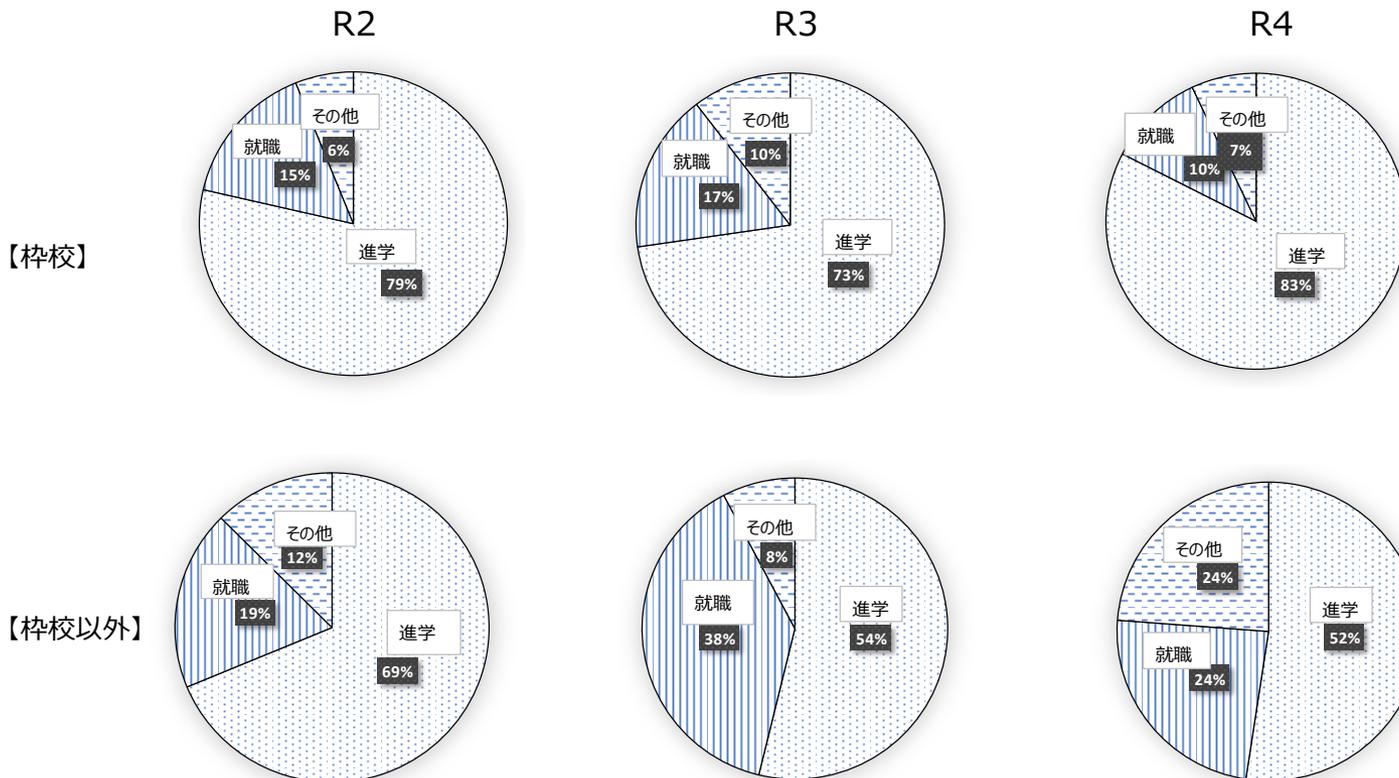
- 日本語指導が必要な生徒のうち、R4年度に中途退学した者の比率は、枠校と比べて枠校以外の少数在籍校の方が高くなっている。
- 卒業後の進路については、枠校は進学・就職を合わせた進路決定率が9割以上となっており、枠校以外より進路決定率が高い。

◇日本語指導が必要な生徒の中途退学の状況

R4年度	枠校	枠校以外
中退率	3.0	10.0

府立高校全体
1.8

◇日本語指導が必要な生徒の進路状況



※「その他」は、帰国を含む

7. 中井委員ご講話

「教育における言語文化の重要性について」

「教育における言語文化の重要性について」

- ①母語が日本語である生徒に、なぜ日本語指導が必要なのか
- ②生徒のアイデンティティ確立のための指導・支援の重要性

キーワード：

バイリンガル・バイカルチュラル・サードカルチャーキッズ

中井好男（大阪大学）

文部科学省による現状把握と今後の取り組み

制度化の必要性等

- 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必履修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

充実方策

- 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

29

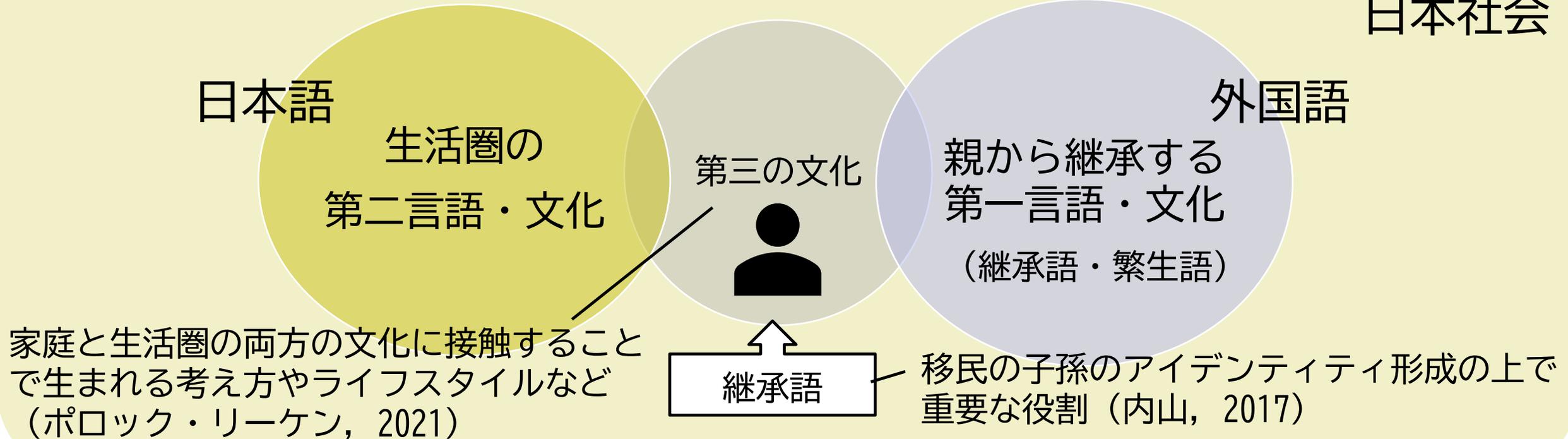
令和3年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
「外国人児童生徒等教育の現状と課題」
令和3年11月 文部科学省総合教育政策局国際教育課

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/r3_annai/pdf/93510701_06.pdf

バイリンガル¹⁾ ・ バイカルチュラル²⁾

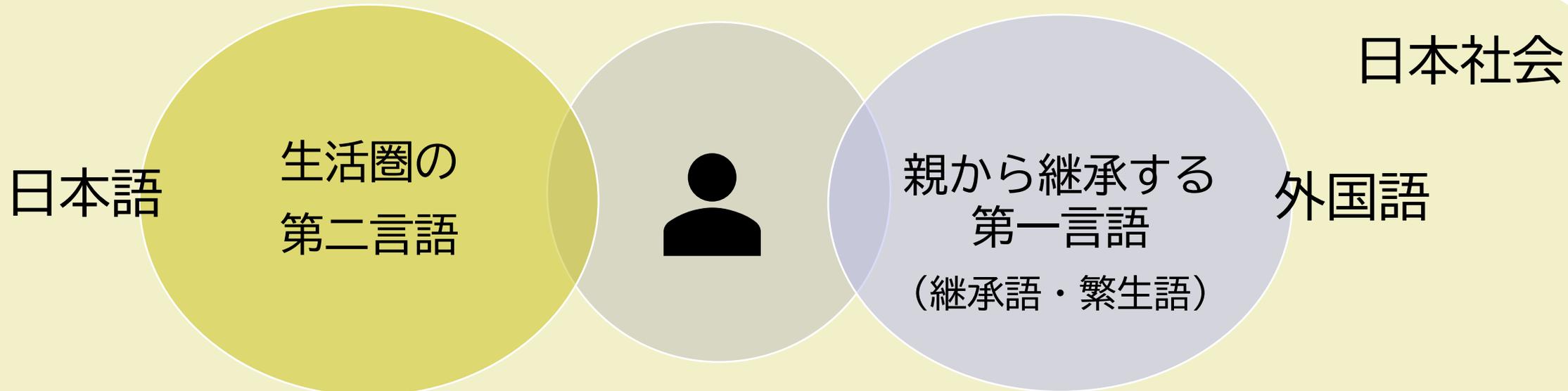
- 1) 日常生活で2つないしはそれ以上の言語（方言）を使う人々（Grosjean, 2008）
2) 2つの文化における態度や振る舞い、価値観を身につける（Grosjean, 2010）

日本社会



継承語は第三の文化の創造における精神的葛藤の軽減や心の発達に必要不可欠
→ 継承語学習の不在は自分にあるはず・育むべき親の文化への帰属的意識の欠如
(アイデンティティの部分的欠如)

バイリンガル ① (移住者)



移民の言語能力

二重バイリンガル < 均衡バイリンガル (両言語の能力はほぼ均衡、母語話者ほどの能力ではない)

* 偏重バイリンガル (優勢言語が非優勢言語に勝る)

* 限定バイリンガル (セミリンガル・ダブルリミテッド) (両言語とも母語話者能力の域にない)

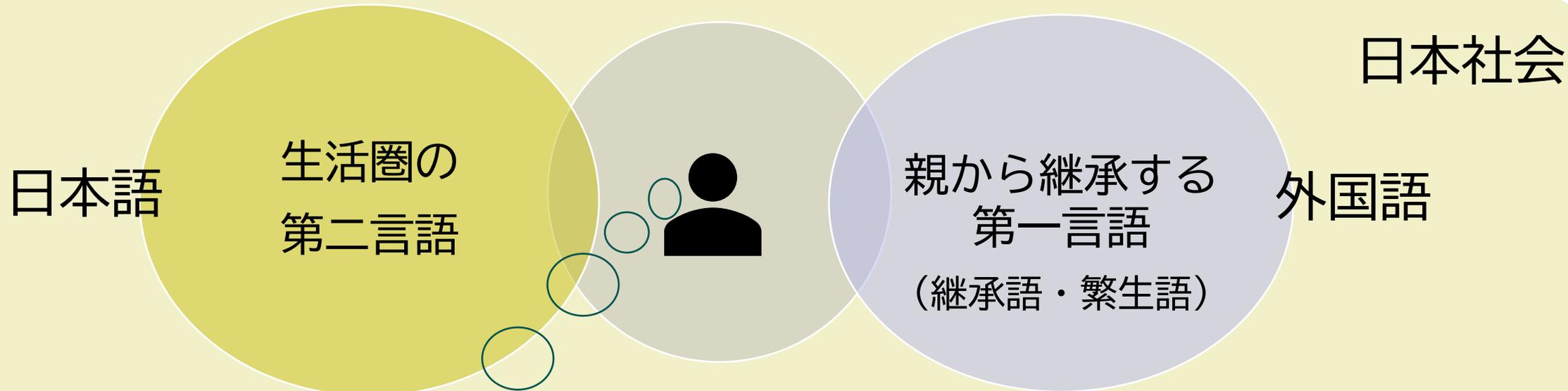
産出バイリンガル < 授与バイリンガル

1つの言語は産出・受容能力とを備えているが、もう一方の言語は受容能力のみ

減殺バイリンガル

2つ目の言語を習得することで1つ目の言語 (母語・第一言語) を喪失

バイリンガル ② (移住者)



わたし

我 I TÔI

go 行く

去 đi



学校 trường học

school 学校

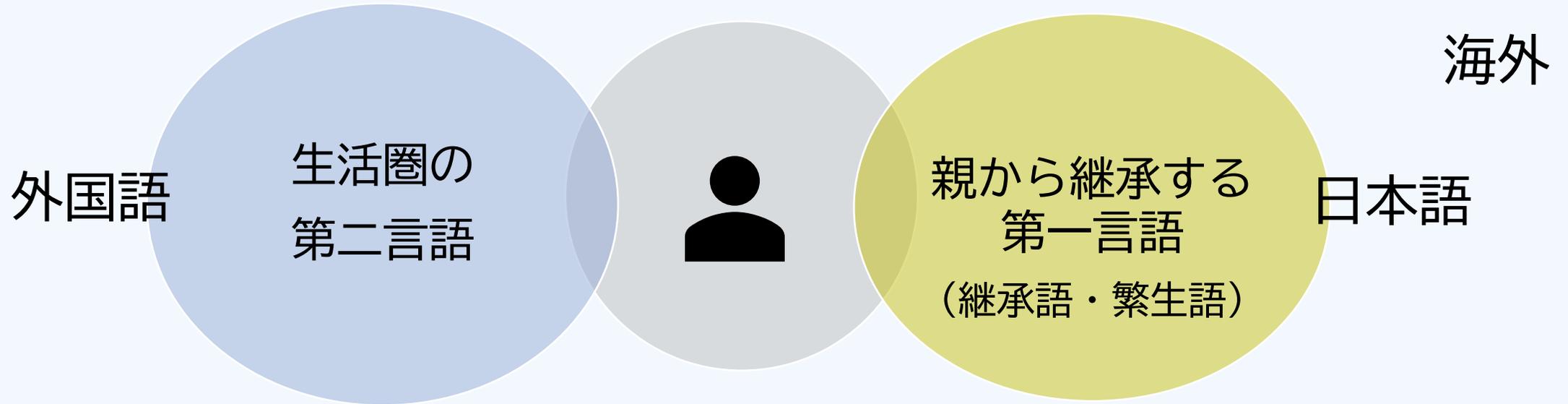


Language: 人間が考えるために、または考えを伝えあうために、他の認知リソースや記号的リソースと共に使う、多感覚でありマルチモーダルなリソースの一つ

Translanguaging: マルチリンガルな言語使用者が、行為することや知ること、存在することを目的に、複数の記号的リソースを戦略的に使用すること (García & Wei, L., 2014)

* 思考とコミュニケーションの言語

バイリンガル ③ (帰国子女)



移民の言語能力

二重バイリンガル < 均衡バイリンガル (両言語の能力はほぼ均衡、母語話者ほどの能力ではない)

* 偏重バイリンガル (優勢言語が非優勢言語に勝る)

* 限定バイリンガル (セミリンガル・ダブルリミテッド) (両言語とも母語話者能力の域にない)

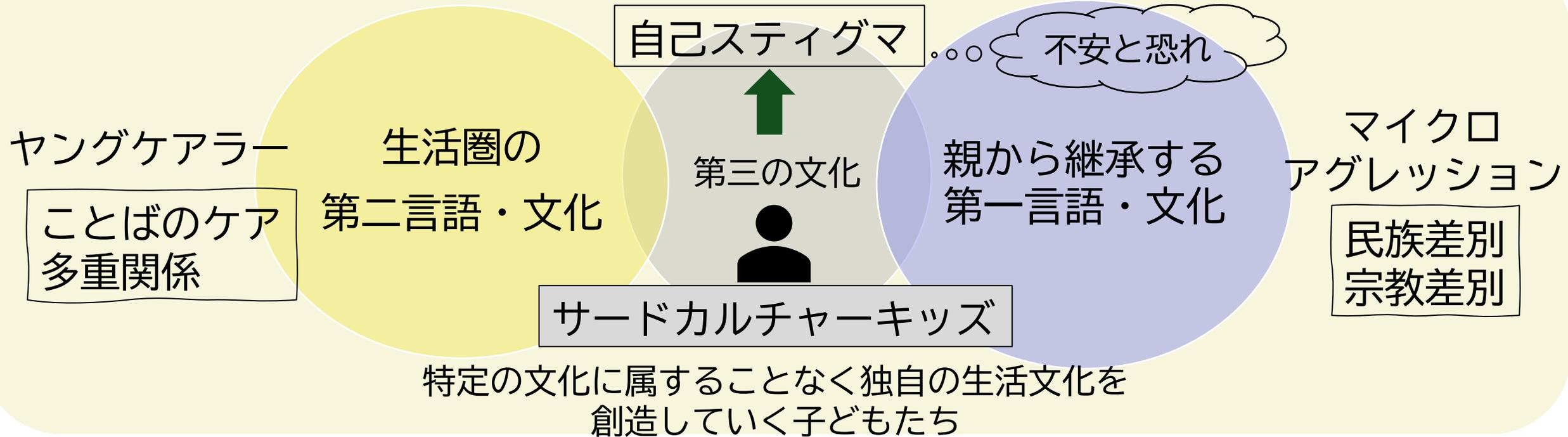
産出バイリンガル < 授与バイリンガル

1つの言語は産出・受容能力とを備えているが、もう一方の言語は受容能力のみ

減殺バイリンガル

2つ目の言語を習得することで1つ目の言語 (母語・第一言語) を喪失

バイカルチュラル



個人的アイデンティティ（生活史）を隠した自我アイデンティティ（ゴッフマン, 2001）
民族アイデンティティに葛藤、国際児アイデンティティを隠蔽（高畑, 2000）
自身の属性や第三の文化を拒否（マジョリティの言語と文化知識の優位性（鈴木, 2014）



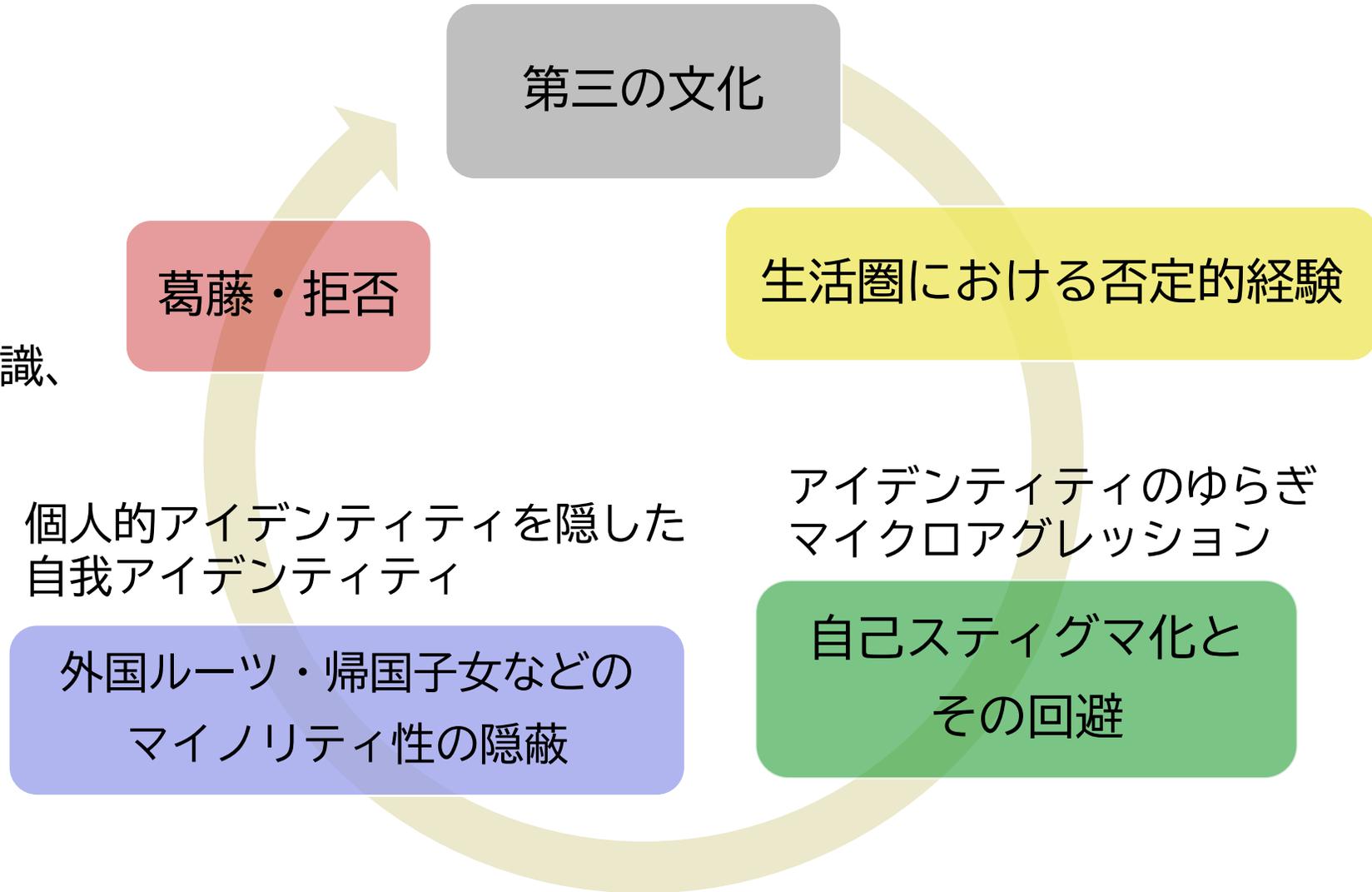
母文化、サードカルチャーキッズに関する知識、ネットワーク

能動的「バイリンガル・バイカルチュラル」アイデンティティへ（第三の文化の再構築と受容）

日本語指導を必要とする生徒

課題

- ①第三の文化の基盤となる継承語
 - ・育むべき親の文化への帰属的意識、アイデンティティの確立
 - ・第三の文化創造と受容
- ②周囲への働きかけ
 - ・他の生徒、教職員の意識
 - ・社会的包摂のための制度
インクルーシブ教育
ネットワーク構築支援



参考文献

- ・ 内山絵理華 (2017) 日系2世のアイデンティティ形成における言語の影響と役割——継承語教育の観点から子どもの心を解く. コンタクト・ゾーン, 9, 98-141.
- ・ グッドマン, D. J. (2017). 『真のダイバーシティをめざして—特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』 (出口真紀子, 訳) 上智大学出版
- ・ ゴッフマン, E. (2001) スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ (石黒毅, 訳). せりか書房.
- ・ 澁谷智子 (2009) コーダの世界——手話の文化と声の文化. 医学書院.
- ・ スー, D. W. (2021). 『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション—人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別』 (マイクロアグレッション研究会, 訳) 明石書店.
- ・ 鈴木一代 (2014) バイカルチュラル環境と文化的アイデンティティ——日独国際児の場合. 埼玉学園大学紀要 人間学部篇, 14, 15-28.
- ・ 高畑幸 (2000) バイカルチュラル・アイデンティティの構築に向けて——日比家族の第二世代の事例から. 市大社会学, 1, 24-36.
- ・ 中井好男・丸田健太郎 (2022) 「音声日本語社会を生きるろう者家族の生きづらさ——見えないマイノリティによる当事者研究」 『質的心理学研究』 21
- ・ ベイトソン, G. (2000) 精神の生態学 (改訂第2版) (佐藤良明, 訳). 新思索社. (Bateson, G. (1972), Steps to an Ecology of Mind, Chicago and London.
- ・ フェスティンガー, L. (1965) 認知的不協和の理論——社会心理学序説 (末永俊郎, 訳). 誠信書房.
- ・ ポロック, D. C.・リーケン, R. (2010) サードカルチャーキッズ 多文化の間で生きる子どもたち. 嘉納もも・日部八重子 (訳). スリーエーネットワーク.
- ・ Aldridge, J., & Becker, S. (2003) Children Caring for Parents with Mental Illness: Perspective of Young Carers, Parents and Professionals, Bristol: Policy Press.
- ・ Becker, S. (2000) Young Carers. In D. Martin (Ed.), The Blackwell Encyclopaedia of Social Work, Oxford: Blackwell Publishing.
- ・ Corrigan, P. W. (2004) How stigma interferes with mental health care. American psychologist, 59, 614-625.
- ・ Dearden, C., & Becker, S. (2004) Young careers in the UK: The 2004 Report, London: Cares UK.
- ・ García, O., and Wei, L. (2014). Translanguaging: Implications for language, bilingualism and education. Basingstoke, UK: Palgrave Pivo
- ・ Grosjean, F. (2008). Studying Bilinguals. Oxford: Oxford University Press.
- ・ Grosjean, F. (2010). Bilingual: Life and Reality. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- ・ Lovely, E., & Ando, A. (2018). Invisible Bilingual and Bicultural Groups in Japan. Inter Faculty, 9, 139-161.
- ・ White, M., & Epston, D. (1990) Narrative means to therapeutic ends. New York: W. W. Norton

8. 今後の方向性

- 府立高校への入学を希望する日本語指導が必要な生徒が、だれ一人とり残されない教育の実現
 - ・「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」（枠校選抜）を志願する生徒をこれまで以上に受け入れることができる新たな仕組み等の検討
 - ・他の少数在籍校へ、ICT等も活用しながら支援を行う、センター的機能を担う学校についての検討
 - ・日本語指導や母語指導等の支援体制の拡充についての検討
 - ・日本語指導に加え、生徒の多様な進路実現に応える指導体制の検討
 - ・ダイレクト生徒等を円滑に高校の学びにつなげる、入学前の支援体制の検討

Ⅱ. 審議のまとめ

第1章 府立高校を取り巻く現状と課題

1. これまでの大阪府の取組み

2. 生徒・保護者のニーズの多様化

(1) 中学校における不登校経験がある生徒の増加

(2) 障がい等により配慮を要する生徒の増加

(3) 日本語指導が必要な生徒の増加

3. 課題

(ア) 多様化する生徒・保護者のニーズに応えきれておらず、志願とミスマッチが生じている

(イ) 現在の府立高校の教育システムでは、柔軟で多様な学びを十分実現できていない

(ウ) 通信制の課程や夜間定時制の課程の志願動向や生徒像の変化

第2章 提言

1. 新たな取組みの検討

(1) 柔軟な学びに向けた取組み

① 高校における学びの多様化 学校の設置

② 通信の方法を活用するなど柔軟な学び

③ 通信制高校の機能強化

(2) これまでの取組みの再構築

① 役割の変化に応じた夜間定時制の課程での取組み

② 日本語指導にかかるセンター的機能

2. これまでの取組みの充実

(1) 専門人材との連携・校内体制の強化

3. 新たな選抜制度の検討

第1章 府立高校を取り巻く現状と課題

1. これまでの大阪府の取組み

- 大阪府では、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を備え、次代の社会を担う自立した大人となる力を身につけることができるよう第1次大阪府教育振興基本計画や再編整備方針・計画に基づき、府立高校において「卓越性」と「公平性」を高水準で両立させながら、「多様性」を尊重する教育を大切にする取組みを進めてきた。
 - ・ グローバルリーダーズハイスクール、エンパワメントスクール(ES)、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校(枠校)、ステップスクール(SS)など生徒のニーズにこたえる特色のある学校を設置。
 - ・ スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、キャリア教育コーディネーター(CC)などの専門人材を活用し、学校生活に不安や悩みを抱える生徒への支援体制を充実。
- 勤労青少年等に就学の場を提供することを目的として設置された定時制の課程の高校や、全日制や定時制の課程以外の選択肢として、通信の方法による教育を受ける機会を与えることを目的として設置された通信制課程の高校は、勤労青少年の減少とともに、不登校経験がある生徒、障がい等により配慮を要する生徒、日本語指導が必要な生徒など多様な入学動機や学修歴をもつ生徒の学びの場としての役割を担ってきた。

全日制の課程	エンパワメントスクール	…	学習習慣を確立しながら義務教育段階から学び直したい 社会人基礎力を身につけられる授業を受けたい	} 昼間の高校
	ステップスクール	…	少人数学級で自分らしさを発揮しながら学びたい 地域と連携した体験型学習や職業体験等で様々な経験を積みたい	
定時制の課程	多部制単位制I・II部	…	学ぶ科目や時間帯を自分で選びたい	
	昼夜間単位制	…	多様な選択科目の中から進路や興味・関心に合わせて学びたい	
	夜間定時制	…	昼間は働いたり学校外の活動をしたりして、夜の時間帯に学びたい	
通信制の課程		…	週2～3回のスクーリングやレポート添削指導を受けながら、自分のペースで学びたい	

2. 生徒・保護者のニーズの多様化

➤ しかしながら、社会情勢の変化や生徒のニーズの多様化により、これまでの府立高校での取り組みでは対応しきれない課題が表面化。ニーズの多様化に応じた対応が必要。

(1) 中学校における不登校経験がある生徒の増加

- 大阪府内中学校の長期欠席者数（欠席30日以上）は年々増加傾向。特に、R2からR3の増加が顕著
- 長期欠席のうち、不登校による欠席は6割を占め、年々増加傾向。H30年以降（コロナ禍以降）、加速度的に増加
- 不登校の要因は「無気力・不安」が最も多いが、その背景には、様々な要因が絡んでいるとみられる
- 夜間定時制の課程において、不登校経験者の割合が約5割

(2) 障がい等により配慮を要する生徒の増加

- 中学校で支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学割合は全国的に増加しているが、大阪はその傾向が顕著
- 府立高校における、障がい等により配慮を要する生徒は増加傾向

(3) 日本語指導が必要な生徒の増加

- 渡日する生徒数はこれまでも緩やかに増加してきたが、R4年度からR5年度にかけて、新型コロナ対策の渡航制限が緩和され大幅に増加
- 府内公立小中校に在籍する児童生徒の母語は30言語以上（府立高校における日本語指導が必要な生徒の母語は約20言語にわたる）
- 枠校の募集上限を上回る志願があり、不合格を生じていることから、結果として少数散在化が進んでいる
- 外国の現地校で9年の課程を修了後に渡日する生徒も多く、府立高校への秋入学者も一定数存在

➤ 課題を複合的に抱えている生徒もあり、生徒に応じた対応が必要

3. 課題

課題（ア） 多様化する生徒・保護者のニーズに応えきれておらず、志願とミスマッチが生じている

- 様々なタイプの府立高校を設置しているが、一部の府立高校では志願ニーズに合致していない状況がある
- 多様な生徒を受け入れる昼間定時制などの課程は、定員を充たしていない一方で、通信制の課程（特に昼間部）は志願倍率が1.0を超えている。
- 日本語指導が必要な生徒などに対して、一般とは別の入試枠を設けているが、定員を超える志願があり、すべての生徒に希望する学びを提供できていない。

課題（イ） 現在の府立高校の教育システムでは、柔軟で多様な学びを十分実現できていない

- 不登校経験がある生徒、障がい等により配慮の必要な生徒、日本語指導が必要な生徒などに対し個別の状況に応じた支援が十分できない場合がある
- 登校や授業への出席が前提となっていること、特に全日制の課程は週当たりの標準授業時間が30単位時間で、始業時間等の柔軟な対応等に制限がある
- 「学びの多様化学校」の中学校卒業後の進路は通信制高校が多いことから、柔軟に学ぶことのできる学校へのニーズがあるのではないか

課題（ウ） 通信制の課程や夜間定時制の課程の志願動向や生徒像の変化

- 通信制の課程、夜間定時制の課程は、勤労青少年の割合が減少し、不登校経験者など多様な生徒が入学するなど志願動向や生徒像が変化している
- 夜間定時制の課程は、定員を大きく充たさない学校が多く、小規模化が進み、生徒の人間関係が固定化する等の支障がでている一方、生徒は少人数で学びたいというニーズを持っている

1. 新たな取組みの検討

（1）柔軟な学びに向けた取組み

① 高校における学びの多様化 学校の設置

課題（ア）（イ）

② 通信の方法を活用するなど柔軟な学び

課題（イ）

③ 通信制高校の機能強化

- ・ センター的機能（学校間連携による単位取得）
- ・ 年度途中での柔軟な受け入れ体制

課題（イ）
課題（ウ）

（2）これまでの取組みの再構築

① 役割の変化に応じた夜間定時制の課程での取組み

課題（ウ）

② 日本語指導にかかるセンター的機能

課題（ア）（イ）

2. これまでの取組みの充実

（1）専門人材との連携・校内体制の強化

課題（イ）

3. 新たな選抜制度の検討

1. 新たな取組みの検討

（1）柔軟な学びに向けた取組み

① 高校における学びの多様化学校の設置

- ・ チーム学校として、アセスメントシステムを中核に、大阪独自の「学びの多様化学校」のような新たな取組みや、既存のESやSSの取組みについて敷衍(展開)していくことがあっていいのではないか。
- ・ 不登校の子どもたちの不安を取り除き、進路の選択の幅を広げるため、自分のペースで将来に向かって進むことのできる学びの場を提供する「学びの多様化学校」の設置を府立高校においても検討してはどうか。
- ・ 「少人数」「面倒見がよい」という理由で定時制の課程を選択している生徒が多いという点を鑑み、少人数、手厚い、授業時間が柔軟である「学びの多様化学校」へのニーズは高いのではないか。
- ・ 教室や自宅以外にも、学校内の居場所カフェ、校内や近隣校のサテライトなどの拠点で、オンデマンド授業やハイブリッド授業が受講できる設備環境を整え、それが出席や成績として認定される制度設計が重要。
- ・ 生徒が安心して学べる環境を整えつつ、多様な学びのカリキュラムなどを揃えて、学ぶことの楽しさを実感できる取組みを検討すべき。

② 通信の方法を活用するなど柔軟な学び

- ・ 今後の学校の在り方を検討するうえで、例えば、不登校の生徒の学びを保障するために、通信の方法を用いた学びによる単位修得や、授業への出席や定期考査の受験を必須としない柔軟な対応も検討事項になる。

③ 通信制高校の機能強化

センター的機能（学校間連携による単位取得）・年度途中での柔軟な受入れ体制

- ・ 通信制での学びを活用し、原籍校の修得単位として認定する仕組みは、高校の在籍・卒業に向けて生徒のニーズにあうものと思うが、学校によって学びの内容や評価に違いがあると思うので、検討してほしい。
- ・ 学校間連携による原籍校での修得単位の認定はよいと思う。そのためにも、半期での単位認定や年度途中での柔軟な受入れを進めてほしい。公立はネットワークの大きさが長所だと思うので、そこを生かして、いろんな場所で学びの場を増やしていただきたい。

1. 新たな取組みの検討

（2）これまでの取組みの再構築

①役割の変化に応じた夜間定時制の課程での取組み

- 夜間定時制高校が、生徒のニーズにしっかり対応し、個別最適化を追求するという視点を打ち出すことで、多くの子どもたちの受け皿になってほしい。
- 様々な課題を抱える生徒が通学している夜間定時制の課程において、少人数学級のメリットは大きいですが、1学年1学級のクラス運営は、人間関係が固定化するという懸念があることから、少人数学級を複数学級で運営するなど柔軟な検討が必要。
- 夜間定時制の課程について一定規模が必要であるという視点は重要であると同時に、例えば授業終了後に交通機関がなくなり帰宅できないといったことのないよう、学校の配置については慎重に検討いただきたい。

②日本語指導にかかるセンター的機能

本日の議論を踏まえて記載

2. これまでの取組みの充実

（1）専門人材との連携・校内体制の強化

- ・ チーム学校としてSC、SSW、CCなどの専門人材との連携に加え、NPO、民間企業などの社会資源を組み込み、支援体制を構築することが重要。
- ・ 子どもたちの困難さは、様々な要因が絡み合っただ複雑な様相を呈しており、ニーズに対して適切な支援につなげる調整が必要。高校が特色のある取組みや支援を行うことに加え、生徒を送り出す中学校と受け入れる高校とがマッチしなければ効果はなく、その調整が重要（コンシェルジュの役割）。
- ・ 学校が組織としてアセスメントできるよう、取り組む必要がある。
- ・ アセスメントにあたっては、文科省の「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、小・中・高と情報を引き継ぎ、中学・高校それぞれの入学段階で、必要な形で再アセスメントを行うべき（切れ目のない組織的な支援）。
- ・ 不登校の子どもたちの中には、一定数、障がい等により配慮の必要な子どもたちもおり、個別の教育支援計画・指導計画の策定・特別支援教育コーディネーターの役割の明確化、通級による指導、特別支援学校のセンター的機能の活用などの充実が必要。
- ・ 不登校経験がある子どもは、高校でも不登校になりうるので、ESやSSだけでなく、全ての高校で居場所づくりは必要。
- ・ 通信制の生徒は、毎日登校しないため、オンラインで相談できる体制をつくれなにか。
- ・ 通信制に入学する生徒は、発達障がいや病院通院等の困難を抱えている生徒が多いと思われるため、心理的・福祉的な支援を充実させていくことが、公立の通信制の課程の意義なのではないか。
- ・ 定時制の課程の生徒も、課題を抱えている生徒が多く、教員をはじめとして、メンタルヘルス等の面からしっかりと対応している学校もあり、今後も、生徒が安心して通学できる体制を充実してはどうか。

3. 新たな選抜制度の検討

- 不登校経験がある生徒は、高校進学にあたり調査書を心配することが多い。学力検査や調査書なしの入学選抜制度を実施している都道府県もあるため、本審で選抜制度を審議するうえで、そのような対応についても検討いただきたい。

○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日

大阪府教育委員会規則第四号

改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号

昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号

昭和五一年三月三十一日教委規則第六号

昭和五二年六月一三日教委規則第八号

昭和五四年一一月五日教委規則第八号

昭和五六年三月三十一日教委規則第二号

昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号

昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号

昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号

昭和六三年四月一日教委規則第二号

平成四年三月三十一日教委規則第八号

平成一一年三月三十一日教委規則第二号

平成一二年七月四日教委規則第一六号

平成一八年三月三十一日教委規則第四号

平成一九年三月三〇日教委規則第一一号

平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号

平成二三年三月二八日教委規則第三号

平成二四年三月三〇日教委規則第三号

平成二四年一一月一日教委規則第三五号

平成二八年三月三十一日教委規則第一五号

令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）

第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一年教委規則第六号）

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五六年教委規則第二号）

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する、多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、大阪府立高校における生徒や保護者のニーズの多様化を踏まえた学習機会の保障について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行し、令和5年8月16日から適用する。